

国家公安委員会規則第十一号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第三条第四号、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四条第一項第三号、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第一号、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条第一項第十七号、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第三条第四号及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の八第三項第二号八の規定に基づき、警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年七月六日

国家公安委員会委員長 中野 寛成

警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第一条 警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「、第九十六条の三第一項」を「から第九十六条の四、第九十六条の五（第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。）」、第九十六条の六第一項」に改め、同条第四十六号イ中「同項第一号から第六号まで、第八号、第十号又は第十一号」を「同項第二号から第十号まで、第十二号、第十四号又は第十五号」に改め、同号口中「同条第一項第三号から第六号まで、第八号、第十号又は第十一号」を「同条第一項第二号から第四号まで、第七号から第十号まで、第十二号、第十四号又は第十五号」に改め、同号八中「第三条第一項第三号、第五号、第六号」を「第三条第一項第七号、第九号、第十号」に、「第十号」を「第十四号」に改める。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「、第九十六条の三第一項」を「から第九十六条の四、第九十六条の五（第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。）」、第九十六条の六第一項」に改め、同条第四十六号イ中「同項第一号から第六号まで、第八号、第十号又は第十一号」を「同項第二号から第十号まで、第十二号

、第十四号又は第十五号」に改め、同号口中「同条第一項第三号から第六号まで、第八号、第十号又は第十一号」を「同条第一項第二号から第四号まで、第七号から第十号まで、第十二号、第十四号又は第十五号」に改め、同号八中「第三条第一項第三号、第五号、第六号」を「第三条第一項第七号、第九号、第十号」に、「第十号」を「第十四号」に改める。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「、第九十六条の三第一項」を「から第九十六条の四、第九十六条の五（第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。）」、第九十六条の六第一項」に改め、同条第四十六号イ中「同項第一号から第六号まで、第八号、第十号又は第十一号」を「同項第二号から第十号まで、第十二号、第十四号又は第十五号」に改め、同号口中「同条第一項第三号から第六号まで、第八号、第十号又は第十一号」を「同条第一項第二号から第四号まで、第七号から第十号まで、第十二号、第十四号又は第十五号」に改め、同号八中「第三条第一項第三号、第五号、第六号」を「第三条第一項第七号、第九号、第十

号」に、「第十号」を「第十四号」に改める。

（暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の一部改正）

第四条 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二号中「、第九十六条の三第一項」を「から第九十六条の四、第九十六条の五（第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。）、第九十六条の六第一項」に改め、同条第四十六号イ中「同項第一号から第六号まで、第八号、第十号又は第十一号」を「同項第二号から第十号まで、第十二号、第十四号又は第十五号」に改め、同条第一項第二号から第四号まで、第七号から第十号まで、第十二号、第十四号又は第十五号」に改め、同号八中「第三条第一項第三号、第五号、第六号」を「第三条第一項第七号、第九号、第十号」に改め、「第十号」を「第十四号」に改める。

（国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第五条 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安

委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「、第九十六条の三第一項」を「から第九十六条の四、第九十六条の五(第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。)、第九十六条の六第一項」に改め、同条第四十六号イ中「同項第一号から第六号まで、第八号、第十号又は第十一号」を「同項第二号から第十号まで、第十二号、第十四号又は第十五号」に改め、同号口中「同条第一項第三号から第六号まで、第八号、第十号又は第十一号」を「同条第一項第二号から第四号まで、第七号から第十号まで、第十二号、第十四号又は第十五号」に改め、同号八中「第三条第一項第三号、第五号、第六号」を「第三条第一項第七号、第九号、第十号」に、「第十号」を「第十四号」に改める。

(確認事務の委託の手續等に関する規則の一部改正)

第六条 確認事務の委託の手續等に関する規則(平成十六年国家公安委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「、第九十六条の三第一項」を「から第九十六条の四、第九十六条の五(第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。)、第九十六条の六第一項」に改め、同条第四十六号イ中

「同項第一号から第六号まで、第八号、第十号又は第十一号」を「同項第二号から第十号まで、第十二号、第十四号又は第十五号」に改め、同号口中「同条第一項第三号から第六号まで、第八号、第十号又は第十一号」を「同条第一項第二号から第四号まで、第七号から第十号まで、第十二号、第十四号又は第十五号」に改め、同号八中「第三条第一項第三号、第五号、第六号」を「第三条第一項第七号、第九号、第十号」に、「第十号」を「第十四号」に改める。

#### 附 則

この規則は、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十四号）の施行の日（平成二十三年七月十四日）から施行する。